

り消費税を納める義務が免除されない相続人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該基準期間における課税売上高が~~一千万円~~を超える被相続人の事業を承継したときは、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が~~一千万円~~以下である場合において、当該相続人の当該基準期間における課税売上高と当該相続に係る被相続人の当該基準期間における課税売上高との合計額が~~一千万円~~を超えるときは、当該相続人のその年における課税資産の譲渡等については、前条第一項本文の規定は、適用しない。

3 省略

（合併があつた場合の納稅義務の免除の特例）

第十一條 合併（合併により法人を設立する場合を除く。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合において、被合併法人の合併法人の当該合併があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（被合併法人が二以上ある場合には、いずれかの被合併法人に係る当該金額）が~~一千万円~~を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が~~一千万円~~以下である事業年度に限る。）の当該合併があつた日から当該合併があつた日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 合併法人の当該事業年度の基準期間の初日の翌日から当該事業年度開始の日前までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（被合併法人が二以上ある場合には、各被合併法人に係る当該金額の合計額）との合計額が~~一千万円~~を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が~~一千万円~~以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

より消費税を納める義務が免除されない相続人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該基準期間における課税売上高が~~三千万円~~を超える被相続人の事業を承継したときは、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が~~三千万円~~以下である場合において、当該相続人の当該基準期間における課税売上高と当該相続に係る被相続人の当該基準期間における課税売上高との合計額が~~三千万円~~を超えるときは、当該相続人のその年における課税資産の譲渡等については、前条第一項本文の規定は、適用しない。

3 同上

（合併があつた場合の納稅義務の免除の特例）

第十一條 合併（合併により法人を設立する場合を除く。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合において、被合併法人の合併法人の当該合併があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（被合併法人が二以上ある場合には、いずれかの被合併法人に係る当該金額）が~~三千万円~~を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が~~三千万円~~以下である事業年度に限る。）の当該合併があつた日から当該合併があつた日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 合併法人の当該事業年度の基準期間の初日の翌日から当該事業年度開始の日前までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（被合併法人が二以上ある場合には、各被合併法人に係る当該金額の合計額）との合計額が~~三千万円~~を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が~~三千万円~~以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

3 合併（合併により法人を設立する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合において、被合併法人の合併法人の当該合併があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額のいずれかが一千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該合併があつた日の属する事業年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4 合併法人の当該事業年度開始の日の二年前の日から当該事業年度開始の日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高（事業年度の基準期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）と各被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額との合計額（当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高（事業年度の基準期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）と各被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額との合計額（当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他政令で定める場合には、政令で定める金額）が一千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が一千万円以下の事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

（分割等があつた場合の納稅義務の免除の特例）

第十二条 分割等があつた場合において、当該分割等を行つた法人（以下この項から第四項までにおいて「新設分割親法人」という。）の当該分割等により設立された、又は資産の譲渡を受けた法人（以下この項から第四項までにおいて「新設分割子法人」という。）の分割等があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が一千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該分割等があつた日から当該分割等があつた日の属する事業年度終了の日までの間ににおける課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

ない。

3 合併（合併により法人を設立する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合において、被合併法人の合併法人の当該合併があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額のいずれかが三千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該合併があつた日の属する事業年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4 合併法人の当該事業年度開始の日の二年前の日から当該事業年度開始の日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高（事業年度の基準期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）と各被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額との合計額（当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他政令で定める場合には、政令で定める金額）が三千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が三千万円以下の事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

（分割等があつた場合の納稅義務の免除の特例）

第十二条 分割等があつた場合において、当該分割等を行つた法人（以下この項から第四項までにおいて「新設分割親法人」という。）の当該分割等により設立された、又は資産の譲渡を受けた法人（以下この項から第四項までにおいて「新設分割子法人」という。）の分割等があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が三千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該分割等があつた日から当該分割等があつた日の属する事業年度終了の日までの間ににおける課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に分割等があつた場合において、新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に對応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が一千円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

3 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等（新設分割親法人が二以上ある場合のものを除く。次項において同じ。）があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人が特定要件（新設分割子法人の発行済株式の総数又は出資金額（その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の百分の五十を超える数の株式又は出資の金額）が新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属することをいう。次項において同じ。）に該当し、かつ、当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該新設分割子法人の当該新設分割親法人の当該事業年度の基業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が一千円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が一千円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4 新設分割親法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が一千円を超えるときは、当該新設分割親法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が一千円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4 新設分割親法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が三千円を超えるときは、当該新設分割親法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が三千円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に分割等があつた場合において、新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に對応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が三千円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が三千円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

5 吸収分割があつた場合において、分割法人の分割承継法人の吸収分割があつた

日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額）が一千万円を超えるときは、当該分割承継法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該吸収分割があつた日の属する事業年度（その基準期間における課税売上高が一千万円以下である事業年度に限る。）の当該吸収分割があつた日から当該吸収分割があつた日の属する事業年度終了の日までの間ににおける課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

分割承継法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に吸収分割があつた場合において、分割法人の当該分割承継法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額）が千万円を超えるときは、当該分割承継法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

7
省略

(信託財産に係る資産の譲渡等の帰属)

第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、法人税法第三十七条规定第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第一百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係

7
同上

(信託財産に係る資産の譲渡等の帰属)

6 分割承継法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に吸収分割があつた場合において、分割法人の当該分割承継法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額）が三千万円を超えるときは、当該分割承継法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

5 吸收分割があつた場合において、分割法人の分割承継法人の吸收分割があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額）が三千万円を超えるときは、当該分割承継法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該吸收分割があつた日の属する事業年度（その基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る。）の当該吸收分割があつた日から当該吸收分割があつた日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

職年金に関する契約で政令で定めるものに係る資産の譲渡等については、この限りでない

(信託財産に係る資産の譲渡等の帰属
第十四条 信託財産に属する資産に係る

第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、法人税法第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第二百二十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。

る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。

一・二 省 略

2・3 省 略

一・二 同 上

2・3 同 上

(課税期間)

第十九条 この法律において「課税期間」とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 個人事業者（第三号又は第三号の二に掲げる個人事業者を除く。） 一月一日から十二月三十一日までの期間

二 法人（第四号又は第四号の二に掲げる法人を除く。） 事業年度

三 第一号に定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者 一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十日までの各期間

三の二 第一号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者 一月一日以後一月ごとに区分した各期間

四 その事業年度が三月を超える法人で第二号に定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間）

四の二 その事業年度が一月を超える法人で第二号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときは、その一月未満の期間）

2 前項第三号又は第四号の規定による届出の効力は、これらの規定による届出書の提出があつた日（以下この項において「提出日」という。）の属するこれらの規定に定める期間の翌期間（当該提出日の属する期間が事業を開始した日の属する期間その他の政令で定める期間である場合には、当該期間）の初日以後に生ずるものとする。この場合において、個人事業者にあつては提出日の属する年の

(課税期間)

第十九条 同 上

一 個人事業者（第三号に掲げる個人事業者を除く。） 一月一日から十二月三十一日までの期間

二 法人（第四号に掲げる法人を除く。） 事業年度

三 第一号に定める期間を短縮することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者 一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十日までの各期間

四 その事業年度が三月を超える法人で第二号に定める期間を短縮することについてその納稅地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間）

2 前項第三号又は第四号の規定による届出の効力は、これらの規定による届出書の提出があつた日（以下この項において「提出日」という。）の属するこれらの規定に定める期間の翌期間（当該提出日の属する期間が事業を開始した日の属する期間その他の政令で定める期間である場合には、当該期間）の初日以後に生ずるものとする。この場合において、個人事業者にあつては提出日の属する年の

当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

月一日から届出の効力の生じた日の前日までの期間を、法人にあつては提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間をそれぞれの一の課税期間とみなす。

- 一 前項第三号又は第三号の二の規定の適用を受けていない個人事業者が、これらの規定による届出書を提出した場合 提出日の属する年の一月一日から届出の効力の生じた日の前日までの期間
- 二 前項第四号又は第四号の二の規定の適用を受けていない法人が、これらの規定による届出書を提出した場合 提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間
- 三 前項第三号の規定の適用を受けている個人事業者が、同項第三号の二の規定による届出書を提出した場合 提出日の属する同項第三号に定める期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間
- 四 前項第四号の規定の適用を受けている法人が、同項第四号の二の規定による届出書を提出した場合 提出日の属する同項第四号に定める期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間
- 3 第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者は、これららの規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する稅務署長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日以後は、第一項第三号から第四号の二までの規定による届出は、その効力を失う。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。
- 一 第一項第三号の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年的一月一日から九月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合は第一項第三号の二の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から十一月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合 当該翌日から当該提出があつた日の属する年の十二月三十一日までの期間
- 二 第一項第四号の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の三月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に当該届出書の提出をした法人にあつては当該翌日から当該提出があつた日の属する事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

- 3 第一項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者は、これらの規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する稅務署長に提出しなければならない。
- 4 前項の場合において、第一項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、当該提出をした日以後一年以内は、前項の届出書を提出することができない。
- 5 第二項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日以後は、第一項第三号又は第四号の規定による届出は、その効力を失う。この場合において、その年の一月一日から九月三十日までの間に当該届出書の提出をした個人事業者にあつては当該翌日から当該提出があつた日の属する年の十二月三十一日までの期間を、その事業年度開始の日からその事業年度の三月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に当該届出書の提出をした法人にあつては当該翌日から当該提出があつた日の属する事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

らその事業年度の一月¹⁾とに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合 当該翌日から当該提出があつた日の属する事業年度終了の日までの期間

5)

第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、これらの規定による届出の効力が生ずる日から二年を経過する日の属するこれらの規定に定める期間の初日（同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者が同項第三号の二又は第四号の二の規定の適用を受けようとする場合その他他の政令で定める場合には、政令で定める日）以後でなければ、同項第三号から第四号の二までの規定による届出書（変更に係るものに限る。）又は第二項の届出書を提出することができない。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納稅地を所轄する稅務署長にその基準期間における課稅売上高（同項に規定する基準期間における課稅売上高をいう。以下この項において同じ。）が五千万円以下である課稅期間（第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課稅期間（以下この項において「分割等に係る課稅期間」という。）を除く。）についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課稅期間の翌課稅期間（当該届出書を提出した日の属する課稅期間が事業を開始した日の属する課稅期間その他の政令で定める課稅期間である場合には、当該課稅期間）以後の課稅期間（その基準期間における課稅売上高が五千万円を超える課稅期間及び分割等に係る課稅期間を除く。）については、第三十条から前条までの規定により課稅標準額に対する消費税額から控除することができる課稅仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課稅期間の課稅標準額に対する消費税額から当該課稅期間における次条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課稅資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課稅仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）とする。この場合において、当該金額は、当該課稅期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納稅地を所轄する稅務署長にその基準期間における課稅売上高（同項に規定する基準期間における課稅売上高をいう。以下この項において同じ。）が二億円以下である課稅期間（第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課稅期間（以下この項において「分割等に係る課稅期間」という。）を除く。）についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課稅期間の翌課稅期間（当該届出書を提出した日の属する課稅期間が事業を開始した日の属する課稅期間その他の政令で定める課稅期間である場合には、当該課稅期間）以後の課稅期間（その基準期間における課稅売上高が二億円を超える課稅期間及び分割等に係る課稅期間を除く。）については、第三十条から前条までの規定により課稅標準額に対する消費税額から控除することができる課稅仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課稅期間の課稅標準額に対する消費税額から当該課稅期間における次条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課稅資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課稅仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）とする。この場合において、当該金額は、当該課稅期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

(課税資産の譲渡等についての中間申告)

第四十二条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び第十九条第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書の提出をしている事業者を除く。第四項及び第六項において同じ。）は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては三月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く。第四項において同じ。）開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときはその一月未満の期間とし、当該一月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項及び次項において「一月中間申告対象期間」という。）につき当該一月中間申告対象期間の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間が当該課税期間開始の日以後一月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から二月を経過した日）から二月以内に、それぞれ次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が四百万円以下である場合における当該一月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書（第四十五条第一項の規定による申告書をいう。以下この条において同じ。）に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額で次に掲げる一月中間申告対象期間の区分に応じそれぞれ次に定める日（次項第一号において「確定日」という。）までに確定したものと当該直前の課税期間の月数で除して計算した金額

イ 当該課税期間開始の日から同日以後二月を経過した日の前日までの間に終了した一月中間申告対象期間 当該課税期間開始の日から二月を経過した日の前日（当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用がある場合には、同項の規定により当該確定申告書の提出期限とみなされる日）

ロ イ以外の一月中間申告対象期間 当該一月中間申告対象期間の末日

二 省略

2 前項の場合において、同項の事業者が合併（合併により法人を設立する場合を除く。以下この項において同じ。）に係る合併法人で次の各号に掲げる期間内にその合併をしたものであるときは、その法人が提出すべき当該課税期間の前項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわ

(課税資産の譲渡等についての中間申告)

第四十二条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書の提出をしている事業者を除く。第四項及び第六項において同じ。）は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては三月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く。）開始の日以後三月を経過した日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百万円以下である場合は、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書（第四十五条第一項の規定による申告書をいう。以下この条において同じ。）に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額で当該課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日までに確定したものと当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した金額

二 同上

2 同上

らず、同号の規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該課税期間の直前の課税期間 被合併法人のその合併の日の前日の属する課税期間（以下この号において「被合併法人特定課税期間」という。）の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる金額でその合併法人の当該一月中間申告対象期間に係る確定日までに確定したもの（被合併法人特定課税期間の月数が三月に満たない場合又は当該確定したものがない場合には被合併法人特定課税期間の直前の課税期間（その月数が三月に満たないものを除く。）の確定申告書に記載すべき同号に掲げる金額でその合併法人の当該一月中間申告対象期間に係る確定日までに確定したもの。以下この項及び次項において「被合併法人の確定消費税額」という。）をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これにその合併法人の直前の課税期間の月数のうちに当該直前の課税期間開始の日からその合併の日の前日までの期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額
- 二 当該課税期間開始の日から当該一月中間申告対象期間の末日までの期間 被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除して計算した金額
- 3 第一項の場合において、同項の事業者が合併（合併により法人を設立する場合に限る。）に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税期間の同項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、各被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除して計算した金額の合計額とする。
- 4 事業者は、その課税期間開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月末満の期間を生じたときはその三月末満の期間とし、当該三月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項において「三月中間申告対象期間」という。）につき、当該三月中間申告対象期間の末日の翌日から二月以内に、それぞれ次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百万円以下である場合又は当該三月中間申告対象期間が第一項の規定による申告書を提出すべき同項に規定する一月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該三月中間申告対象期間については、この限りでない。

- 一 当該課税期間の直前の課税期間 被合併法人のその合併の日の前日の属する課税期間（以下この号において「被合併法人特定課税期間」という。）の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる金額でその合併法人の当該課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日までに確定したもの（被合併法人特定課税期間の月数が三月に満たない場合又は当該確定したものがない場合には被合併法人特定課税期間の直前の課税期間（その月数が三月に満たないものを除く。）の確定申告書に記載すべき同号に掲げる金額でその合併法人の当該課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日までに確定したもの。以下この項及び次項において「被合併法人の確定消費税額」という。）をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これにその合併法人の直前の課税期間開始の日からその合併の日の前日までの期間の月数の占める割合に三を乗じた数を乗じて計算した金額
- 二 当該課税期間開始の日から同日以後三月を経過した日の前日までの期間 被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これにその合併の日から当該三月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額
- 3 第一項の場合において、同項の事業者が合併（合併により法人を設立する場合に限る。）に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税期間の同項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、各被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した金額の合計額とする。
- 4 事業者は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く。）開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百万円以下である場合は、この限りでない。
- 一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該課税期間開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項

第四号に掲げる消費税額で当該三月中間申告対象期間の末日までに確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「三月中間申告対象期間の末日」と、「割合」とあるのは「割合に三を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「三月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し」、これにその合併の日から当該三月中間申告対象期間の末日までの期間の月数（当該月数が三を超えるときは、二）を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し」、これに三を乗じて」と読み替えるものとする。

算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「三月を」とあるのは「六月を」と、「月数を乗じて」とあるのは「月数（当該月数が三を超えるときは、二）を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と読み替えるものとする。

6 事業者は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては九月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く。）開始の日以後九月を経過した日から一月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百万円以下である場合は、この限りでない。

7 一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該課税期間開始の日以後九月を経過した日の前日までに確定したものと当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

7 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「三月を」とあるのは「九月を」と、「月数を乗じて」とあるのは「月数（当該月数が三を超えるときは、二）を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と読み替えるものとする。

8 事業者は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く。）は、

開始の日以後六月の期間（以下この項において「六月中間申告対象期間」という。）につき、当該六月中間申告対象期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が二十四万円以下である場合又は当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第四項の規定による申告書を提出すべきこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間若しくは三月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該六月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該六月中間申告対象期間の末日までに確定したものと当該直前の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 省 略

7 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第六項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「六月中間申告対象期間の末日」と、「三月」とあるのは「六月」と、「割合」とあるのは「割合に六を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「六月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これにその合併の日から当該六月中間申告対象期間の末日までの期間の月数を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これに六を乗じて」と読み替えるものとする。

二 同 上

9 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第八項の事業者」と、「三月」とあるのは「六月」と、「三を」とあるのは「六を」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第八項の事業者」と、「三を」とあるのは「六を」と読み替えるものとする。

10 同 上

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

第四十三条 中間申告書（前条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。）を提出すべき事業者がこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間、三月中間申告対象期間又は六月中間申告対象期間（以下

その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く。）開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が二十四万円以下である場合は、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該課税期間開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものと当該直前の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

第四十三条 中間申告書（前条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。）を提出すべき事業者が中間申告対象期間を一課税期間とみなして当該中間申告対象期間に係る課税標準である金額（当

この項において「中間申告対象期間」という。)を一課税期間とみなして当該中間申告対象期間に係る課税標準である金額(当該中間申告対象期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)に係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。)の合計額及び第四十五条第一項第二号から第四号までに掲げる金額を計算した場合には、その事業者は、その提出する中間申告書に、前条第一項各号、第四項各号、第六項各号又は第八項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

一～五 省 略

- 2 前項に規定する中間申告対象期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。
- 一 前条第一項の規定による申告書を提出すべき事業者
当該課税期間開始の日
以後三月の期間
- 二 前条第四項の規定による申告書を提出すべき事業者
当該課税期間開始の日
から三月を経過した日以後三月の期間
- 三 前条第六項の規定による申告書を提出すべき事業者
当該課税期間開始の日
から六月を経過した日以後三月の期間
- 四 前条第八項の規定による申告書を提出すべき事業者
当該課税期間開始の日
以後六月の期間

- 3 前項に規定する中間申告対象期間に係る課税標準である金額の合計額並びに同項第二号に掲げる消費税額及び同項第三号に掲げる消費税額の合計額の計算については、第十六条第三項中「第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書を含む」とあるのは「中間申告書(第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの)をいう」と、第十七条第四項及び第十八条第二項中「第四十五条第一項の規定による申告書」とあるのは「中間申告書」とする。

3 省 略

(中間申告書の提出がない場合の特例)

第四十四条 中間申告書を提出すべき事業者がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その事業者については、その提出期限において、税務署長に第四十二条第一項各号、第四項各号又は第六項各号に掲げる事項を記載

該中間申告対象期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)に係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。)の合計額及び第四十五条第一項第二号から第四号までに掲げる金額を計算した場合には、その事業者は、その提出する中間申告書に、前条第一項各号、第四項各号、第六項各号又は第八項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

一～五 同 上

- 2 前項に規定する中間申告対象期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。
- 一 前条第一項の規定による申告書を提出すべき事業者
当該課税期間開始の日
以後三月の期間
- 二 前条第四項の規定による申告書を提出すべき事業者
当該課税期間開始の日
から三月を経過した日以後三月の期間
- 三 前条第六項の規定による申告書を提出すべき事業者
当該課税期間開始の日
から六月を経過した日以後三月の期間
- 四 前条第八項の規定による申告書を提出すべき事業者
当該課税期間開始の日
以後六月の期間

(中間申告書の提出がない場合の特例)

第四十四条 中間申告書を提出すべき事業者がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その事業者については、その提出期限において、税務署長に第四十二条第一項各号、第四項各号、第六項各号又は第八項各号に掲げ

した中間申告書の提出があつたものとみなす。

(課税資産の譲渡等についての中間申告による納付)

第四十八条 中間申告書を提出した者は、当該申告書に記載した第四十二条第一項第一号、第四項第一号又は第六項第一号に掲げる金額（第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合には、同項第四号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

(小規模事業者の納稅義務の免除が適用されなくなつた場合等の届出)

第五十七条 事業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 課税期間の基準期間における課税売上高（第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号において同じ。）が千万円を超えることとなつた場合（第十条第一項若しくは第二項、第十一條又は第十二条第一項から第六項までの規定により消費税を納める義務が免除されなくなつた場合を含む。）当該事業者

二 課税期間の基準期間における課税売上高が千万円以下となつた場合（第九条第四項の規定により届出書を提出している場合を除く。）当該事業者

三～五 省 略

2 省 略

(申告義務等の承継)

第五十九条 相続があつた場合には相続人は被相続人の次に掲げる義務を、法人が合併した場合には合併法人は被合併法人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第四十二条第一項、第四項若しくは第六項、第四十五条第一項又は第四十七条第一項（同条第三項の場合に限る。）の規定による申告の義務

二 省 略

(国、地方公共団体等に対する特例)

第六十条 省 略

2～7 省 略

る事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなす。

(課税資産の譲渡等についての中間申告による納付)

第四十八条 中間申告書を提出した者は、当該申告書に記載した第四十二条第一項第一号、第四項第一号、第六項第一号又は第八項第一号に掲げる金額（第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合には、同項第四号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

(小規模事業者の納稅義務の免除が適用されなくなつた場合等の届出)

第五十七条 同 上

一 課税期間の基準期間における課税売上高（第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号において同じ。）が三千万円を超えることとなつた場合（第十条第一項若しくは第二項、第十一條又は第十二条第一項から第六項までの規定により消費税を納める義務が免除されなくなつた場合を含む。）当該事業者

二 課税期間の基準期間における課税売上高が三千万円以下となつた場合（第九条第四項の規定により届出書を提出している場合を除く。）当該事業者

三～五 同 上

2 同 上

(申告義務等の承継)

第五十九条 同 上

一 第四十二条第一項、第四項若しくは第六項、第四十五条第一項又は第四十七条第一項（同条第三項の場合に限る。）の規定による申告の義務

二 同 上

(国、地方公共団体等に対する特例)

第六十条 同 上

2～7 同 上

8 前各項に定めるもののほか、國若しくは地方公共団体（特別会計を設けて行う事業に限る。）又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるものの第四十二条第一項、第四項若しくは第六項又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他國若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（価格の表示）

第六十三条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

第六十五条 第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに偽りの記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

別表第三（第三条、第六十条関係）

一 次の表に掲げる法人

名 称	根 抱 法
奄美群島振興開発基金 （百八十九号）	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律 第一百八十九号）

8 前各項に定めるもののほか、國若しくは地方公共団体（特別会計を設けて行う事業に限る。）又は別表第二に掲げる法人のうち政令で定めるものの第四十二条第一項、第四項、第六項若しくは第八項又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他國若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条 第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに偽りの記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

別表第三（第三条、第六十条関係）

一 同 上

名 称	根 抱 法
同 上	同 上
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）

勤労者財産形成基金	省 略	環境事業団	核燃料サイクル開発機構	海洋科学技術センター 海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六 十号）
勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十 五号）	省 略	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）	私立学校法（昭和二十四年法律第一百七十一号）	海上災害防止センター 海上災害防止センター法（昭和四十六年法律第六 十号）

同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
				生活衛生同業組合（組 合員に出資をさせない ものに限る。）	生活衛生同業組合連合 会（会員に出資をさせ ないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十四号）	海洋水産資源開発セン タ一 海洋水産資源開発セン タ一 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六 十号）	海上災害防止センター 海上災害防止センター法（昭和四十六年法律第六 十号）

国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）	省 略	高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第一百四号）	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第二百七号）	原子力発電環境整備機構	健康保険組合連合会	健康保険組合	軽自動車検査協会	道路運送車両法
--------	-----------------------	-----	----------	------------------------	-----------------------------------	-------------	-----------	--------	----------	---------

国際協力事業団	同 上	国際観光振興会	国際観光振興会法（昭和三十四年法律第二十九号）	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
---------	-----	---------	-------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

省略	市街地再開発組合	財団法人（民法第三十 四条（公益法人の設立 ）の規定により設立さ れたものに限る。）	民法（明治二十九年法律第八十九号）	国民年金基金	国民年金基金連合会	国民年金法	国民生活金融公庫	国民健康保険組合	国民健康保険法	国際交流基金
省略	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）						国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九 号）			国際交流基金法（昭和四十七年法律第四十八号）

同上	同上	産業基盤整備基金	同上	雇用・能力開発機構	同上	国民生活センター	同上	同上	同上	国際交流基金
同上	同上		同上	雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号 ）	同上	国民生活センター法（昭和四十五年法律第九十四 号）				国際交流基金法（昭和四十七年法律第四十八号）

自動車安全運転センター （昭和五十年法律第五 一 七号）	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五 一 七号）	司法書士会 （昭和二十五年法律第百九十七号）	司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）
省 略	省 略	社会福祉法人 （昭和四十四年法律第六十四 号）	社会福祉法人 （昭和四十四年法律第六十四 号）	社会福祉法
水害予防組合連合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）	職業訓練法人 （昭和四十四年法律第六十四 号）	省 略	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四 号）
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十一年法律第百十五 号）			

同上	同上	同上	同上	新エネルギー・産業技術総合開発機構	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十号）	社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第六十五号）	自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第十二号）	自動車事故対策センターセンタ	同上
同上	同上	同上	同上	心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）	社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第六十五号）	社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第六十五号）	社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第六十五号）	同上
同上	同上	同上	同上						同上

同上	同上	通信・放送機構	通關情報処理センター	中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）	同上	同上
同上	同上	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）	電子情報処理組織による税關手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）			同上	同上
同上	同上					同上	同上
同上	同上					同上	同上

日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第一百五号）		
日本行政書士会連合会	日本行政書士法	日本学術振興会	日本学術振興会法（昭和四十一年法律第百二十三号）
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十二号）	同上	同上
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	同上	同上
省略	省略	日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法（昭和四十一年法律第八十号）
日本司法書士会連合会	司法書士法	同上	同上
日本商工会議所	商工会議所法	同上	同上
省略	省略	日本障害者雇用促進協会	日本障害者雇用促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十一号）
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）	同上	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十一号）

同上	日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）	日本学術振興会法（昭和四十一年法律第百二十三号）
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上